

## 第1 (目的)

この指針は、井原医師会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置を講じる体制を整備することにより、利用者及び職員の安全を確保することを目的とする。

## 第2 (感染症の予防及びまん延防止に向けた体制)

### 1 感染対策委員会の設置

#### (1)設置目的

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討することとする。

#### (2)委員会の構成員

担当責任者は管理者とし、構成員は井原医師会運営会議構成員とする。

#### (3)委員会の開催

定期的（1年に2回以上）及び必要な場合に開催するとともに、次の事項について検討し、職員に周知徹底を図る。感染対策委員会は、他の会議と一体的に開催する場合がある。

- ①指針やマニュアル（感染対策・業務継続計画）の整備
- ②感染症の予防及びまん延防止の体制
- ③感染対策実施状況の把握と評価
- ④感染症発生時の対応と報告
- ⑤感染対策のための職員研修や訓練の内容

### 2 感染対策のための職員研修や訓練に関する基本方針

#### (1)研修の実施

職員に対する感染対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの遂行を目的とした研修を年1回以上実施する。また、新規採用時にも実施する。

#### (2)訓練の実施

感染症発生時に迅速に行動できるよう、感染症が発生した場合を想定した訓練を全職員対象に年1回以上実施する。

## 第3 (平常時の対応)

平常時においては以下の取り組みを行う。

- ①事業所内の清掃の実施
- ②手指衛生の実施
- ③標準予防策（手洗いと手指消毒）の実施
- ④標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施
- ⑤利用者・職員の健康状態の確認

#### 第4（感染症発生時の対応）

感染症が発生した場合、以下の手順で対応する。

- ①感染症発生状況の把握
- ②感染症の拡大防止に努める
- ③医療機関や保健所等の関係機関との連携
- ④行政機関への報告
- ⑤標準予防策と感染経路別予防策の実施や清掃・消毒の実施

#### 第5（本指針の閲覧に関する基本方針）

本指針は、職員、利用者・家族や関係機関から希望があった場合には、すぐに閲覧できるように事業所に備え付け及びホームページへも掲載することとする。

#### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。